

令和 8 年 3 月 31 日

関係各位

昭和用排水土地改良区

理事長 江端 義人

県営水質保全対策事業（昭和用水地区）の事業期間の延長について（通知）

平素は、本土地改良区の事業につきまして、格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昭和用排水土地改良区では組合員の水田へ供給している用水管について、平成 29 年度より愛知県の水質保全対策事業（昭和用水地区）による農業用水路の施設更新を実施しており、関係団体の皆様には対象農地の保全にご協力いただいているところでございます。

先日、この事業について、県より事業完了年度を令和 10 年度から 12 年度に延伸するとの通知がありました。本県営事業は、農振農用地（青地）の受益地を 20ha 以上確保する必要がありますが、近年の開発等の影響により受益面積の減少が進み、下限面積となる 20ha に近づいている状況となっております。

農業用水の安定供給とその基盤となる土地改良施設の維持管理は当土地改良区の使命であります。県営事業が継続できなくなった場合、当土地改良区単独での施設更新は非常に困難であり、施設の適正な維持管理に大きな支障を及ぼすこととなります。

当土地改良区もこれ以上、受益地となる農地が減少しないよう努めてまいりますが、貴農業委員会におきましても、転用等のお話がありましたら申請者にご事情を理解いただくなど、本事業の円滑な推進のため、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

【問い合わせ先】

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

昭和用排水土地改良区事務局 （江南市役所 1 階農政課内）

TEL 0587-50-0198（ダイヤルイン）